

国民健康保険税納税通知書を送付したが、住所又は居所不明により返送され、他に住所又は居所が確認できないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、当該書類の送付にかえて次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は飯塚市市民環境部医療保険課に保管しているので、申し出があればいつでも交付する。

令和8年4月24日

飯塚市長 武井政一

- 1 送達する書類 国民健康保険税決定(更正)通知書
- 2 送達を受ける者の氏名 別紙のとおり
- 3 注意事項 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

令和 8 年 4 月 2 4 日

下記の書類は、当市 医療保険課
いつでもお受け取りください。

に保管してありますから

福岡県飯塚市長

武井 政一



ページ: 1 / 1

送 達 を 受 け る 者 の 住 所	送達を受ける者の氏名	年度	期別	調定番号	送達する書類の名称
	井上 信次	令和 7年			国民健康保険税（普徴） 税額変更通知書
	ラダツ 美彩	令和 7年			国民健康保険税（普徴） 税額変更通知書
	王 悦翔	令和 7年		12625	国民健康保険税（普徴） 税額変更通知書
	PHAM HUU TUAN	令和 7年			国民健康保険税（普徴） 税額変更通知書
	YATIGUL RUT	令和 7年			国民健康保険税（普徴） 税額変更通知書
	栗山 哲彦	令和 7年			国民健康保険税（普徴） 税額変更通知書
	吉川 晟司	令和 7年			国民健康保険税（普徴） 税額変更通知書

※ この送達書は黒色の電子公印を使用しています。

（注意）地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。